

本館1階に
保健室・学生相談室があります。

保健室はこんなところ

- ・体調不良時に一時休養ができるところ
- ・ケガの応急処置をするところ
- ・健康に関する相談ができるところ
などなど…

学生相談室はこんなところ

- ・学生生活全般の相談ができるところ
- ・授業に関する相談ができるところ
- ・合理的配慮に関する相談ができるところ
などなど…

※授業や合理的配慮の相談により単位修得を保障するものではありません

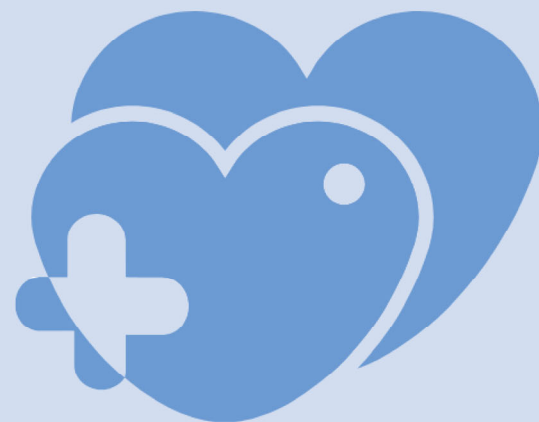
ACCESS

本館1階：保健室・学生相談室



◎こんなとき、気軽に相談してください◎

横浜美術大学 ウェルネスグループ



その他の相談窓口

❁ オフィスアワー

授業についての質問や勉強の方法、就職や将来の進路について教員に相談することができます。(Webポータル参照)

❁ ハラスメント相談

公平な立場で、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。(学生手帳参照)

❁ 外部相談機関 (T-PEC)

健康や受診先などの相談が可能です。
TEL : 0120-350-312 (24時間年中無休)



横浜美術大学 ウェルネスグループ



保健室

開室時間 平日9:00-17:30

TEL 045-963-4072

MAIL hokenshitsu@yokohama-art.ac.jp



学生相談室

開室時間 平日9:00-17:00

TEL 045-963-4112

MAIL soudan@yokohama-art.ac.jp



1人で
悩まないでね



横浜美術大学

保健室 学生相談室



保健室

開室時間▶平日9:00～17:30

※曜日により18:30閉室となる時もあります。

入室をする際は、ドアにある『呼び出しボタン』を押し、ドアが開くのをお待ちください。

※「休憩中」の札が出ている時は、緊急時のみ呼び出しをしてください。

体調不良時の一時休養は最大60分までです。回復が見込まれない場合は帰宅を促します。

体調不良時やケガをした際は、必要に応じて医療機関の受診を提案することがあります。

有事の際に備えて、マイナンバーカード（保険証）などの身分証は必ず携帯しましょう。

定期健康診断▶毎年4月実施

「学校保健安全法」により、全学生が必ず受診することとなっています。

※「健康診断証明書」は学内受診をされた方だけの発行です。

スタッフ▶看護師、保健師

学校医（毎月第3金曜日）

※学校医への相談も可能です。

相談希望のある方は保健室で予約をお取りください。

学生相談室

開室時間▶平日9:00～17:00

（1回50分：web予約制）

【相談内容】

◆学生生活について

- ・新しい環境になじめない…
- ・授業のことで困っている…
- ・友達のことで悩んでいる…
- ・合理的配慮について聞いてみたい… など

◆心身の健康について

- ・最近眠れない…
- ・何だか不安…
- ・食欲がない、体がだるい… など

【利用できる方】

◆横浜美術大学に在籍している学生

- ・保護者さまの同席や休学中も利用可能です

◆学生の保護者さま

- ・学生に関することに限ります

【利用方法】

◆予約方法

- ・web予約制

◆相談手段

- ・対面（場所：本館1階 学生相談室1）
- ・電話
- ・Meet
- ・メール

大学付与のアカウントが必要です



予約用QRは
コチラ！

スタッフ▶公認心理師（保健師兼任）

障害学生支援

障害を理由とする差別の解消を目的に、障害のある学生からの要望により、個々の学生の状態・特性等に依じて、他の学生と同等の修学機会を確保する取り組み（合理的配慮の提供）を行っています。

【合理的配慮とは】

障害のある人が教育を受ける権利を行使できるよう、大学が**必要かつ適当な変更・調整を行うことを意味します。**

※単位修得や卒業を保障するものではありません。

【支援の対象となる方】

身体障害、精神障害、発達障害、知的障害、その他の疾患等により修学上の困り感がある学生が対象となります。

【支援までの流れ】



①申請書の提出、申し出	学生相談室または学生支援課に「合理的配慮申請書」を提出もしくは申請の申し出
②学生相談室面談	申請者本人と学生相談室で面談（必要に応じて他の教職員や保護者同席可）
③先生方との協議	学生相談室と担当教員間で情報共有、支援内容に関する協議
④対応説明・実施	担当教員と協議した内容について学生支援室から申請者に説明
⑤フォローアップ	前期終了後、年度末の2回にわたり、学生相談室と面談

◆必要書類

- ・合理的配慮申請書
- ・診断書、診療情報提供書、心理検査結果、障害者手帳など、根拠資料となるものの写し

◆申請期日

- ・前期：5月31日まで / 後期：10月31日まで